

岩手中部広域水道企業団 平成25年度人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（平成26年3月31日現在）

（単位：人）

区分	H25	H24	増減	増減理由
職員数	15	15	0	
条例定数	16	16	0	

（注1）職員数は特別職、臨時的雇用職員を除いています。

（注2）事務局長1名（参事、北上市から派遣）を含んでいます。

（注3）統合準備室の職員3名（構成市町から派遣各1名）を除いています。

(2) 採用及び退職の状況（平成25年度）

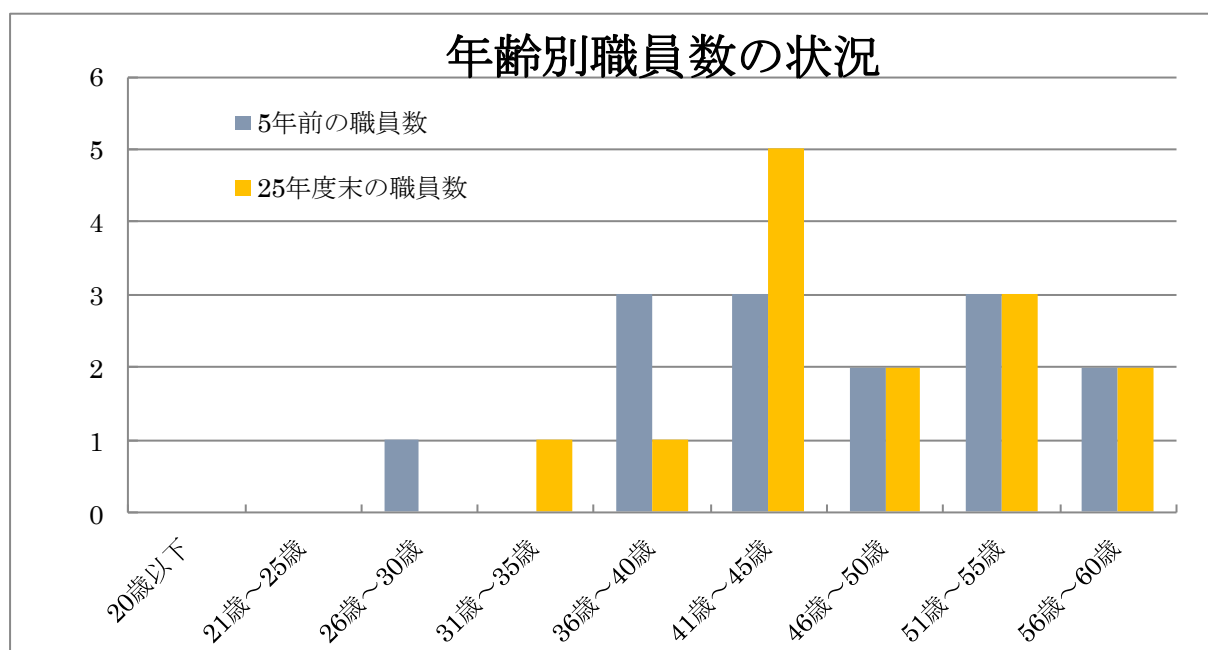
（単位：人）

採用者数			退職者数		
新規採用	中途採用	合計	自己都合等退職	定年退職	合計
0	0	0	14	0	14

(3) 年齢別職員構成（平成26年3月31日現在）

（単位：人）

区分	20歳以下	21歳～25歳	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	計
職員数	0	0	0	1	1	5	2	3	2	15



(4) 級別職員数の状況（平成26年3月31日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（％）
7級	参事	1	6.7
6級	事務局長、主幹	2	13.3
5級	事務局次長、副主幹	1	6.7
4級	係長、上席主任	4	26.6
3級	主任	6	40.0
2級	主査	1	6.7
1級	主事、技師	0	0
計		15	100

（注1） 岩手中部広域水道企業団職員の給与に関する規程に基づく給料表の級区分による職員数です。

（注2） 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況

平成25年度決算

（単位：千円）

総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率（％） B/A	（参考） 平成24年度の総費用に占 める職員給与比率（％）
805,059	451,431	108,967	13.5	13.6

（注1） 職員給与費は、一般職の基本給、手当（ただし児童手当を除く）、法定福利費（共済組合負担金等）を含めた額です。

（注2） 収益的支出に計上されている12人を対象に算出しています。

(2) 職員の平均年齢及び平均給料月額（平成26年3月31日現在）

平均年齢	平均給料月額（円）	備 考
46.5	344,720	職員数14人

(3) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

1人当たり平均支給年額 （千円）	1,477
支給割合	期末手当 2.60月分
	勤勉手当 1.35月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有り

（注） 事務局長（参事）を除く14人を対象に算出しています。

イ 退職手当(平成26年3月31日現在)

区 分	自己都合(月分)	勸奨・定年(月分)
勤続20年	23.03	28.7875
勤続25年	32.83	38.955
勤続35年	46.55	55.86
最高限度額	55.86	55.86
定年前早期退職者特例加算額	—	2～20%加算
退職時特別昇給	—	—
1人当たり平均支給額	支給実績なし	支給実績なし

(注) 平成25年度に自己都合退職した職員については、平成26年度より岩手中部水道企業団職員として採用になり退職手当積立額を承継したことから、支給実績はありませんでした。

ウ 地域手当

支給実績はありませんでした。

エ 特殊勤務手当(平成26年3月31日現在)

区 分		金額など
支給実績(平成25年度決算：千円)		210
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算：円)		14,000
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度決算)		33.3%
手当の種類(手当数)		2種類
手当の名称	支給対象職員	左記職員に対する支給単価
浄水場勤務手当	浄水場に勤務する職員で、電気計装、機械器具の運転操作及び水質検査、薬品の取扱いに従事する職員	月額3,500円
夜間作業手当	夜間の浄水場水源管理及び制水弁開閉作業に従事する職員	1夜3,200円 (ただし12月31日は6,200円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	13,948 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	930 千円
支給実績(平成24年度決算)	14,891 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	993 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成26年3月31日現在）

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 29,100円～53,800円の範囲で支給	千円 698	円 349,200
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外 1人につき 6,500円 ③16～22歳の子 5,000円加算	2,525	252,450
地域手当	当該地域における民間の賃金水準を基礎に物価等を考慮して3%～18%の範囲内で支給	0	0
住居手当	・貸家・貸間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に、負担している家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	636	317,750
通勤手当	①交通機関（電車・バスなど）利用者実費支給限度額50,000円 ②交通用具（自動車・オートバイなど）利用者距離に応じ2,300円～25,000円	1,974	140,982
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、単身赴任することとなった職員に支給	0	0
寒冷地手当	世帯主 1万200円（扶養親族のある職員は1万7,800円）、その他の職員で7,360円を超えない範囲内で支給	998	71,300
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 時間単価の3.5割増×時間数	412	41,178
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～午前5時までの間に勤務した場合支給 時間単価の2.5割増×時間数	0	0
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給する職員で、4時間以上勤務した場合に役職区分に応じ支給	0	0

キ 特別職の報酬の状況

区 分		報 酬
企業長		年額 53,000 円
副企業長		年額 44,000 円
議会議員	議長	年額 37,000 円
	副議長	年額 34,000 円
	議員	年額 32,000 円
監査委員		日額 7,000 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (平成26年3月31日現在)

1週間の 勤務時間	勤 務 時 間 の 割 振 り		
	始 業	終 業	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後零時から 1 時間

(2) 休暇・休業制度

ア 有給休暇

休暇の種類	制度の概要	日数等
年次休暇	1年につき最高20日付与される休暇(20日を限度として翌年に繰り越すことが可能)	1暦年につき20日
病気休暇	職員が任命権者(企業長)の承認を得て負傷又は疾病のため療養する場合に、医師等の証明に基づき、必要最小限の期間について付与される休暇	180日(結核性疾患の場合は1年)
特別休暇	職員が任命権者(企業長)の承認を得て選挙権の行使、結婚、交通機関の事故その他の特別な事由により付与される休暇	必要と認める期間

イ 無給休暇・休業

種 類	制度の概要	日数等
介護休暇	職員が任命権者(企業長)の承認を得て負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等の介護をするために付与される休暇	1年度につき180日 (1時間当たり給与額の減額)
育児休業	職員が任命権者(企業長)の承認を得て子の養育のために付与される休暇	子が満3歳になる日の前日(期間中無給)
部分休業	職員が任命権者(企業長)の承認を得て子の養育のために時間単位で付与される休暇	子が満3歳になる日の前日(1日2時間以内、時間分減額)

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分(平成25年度)

分限処分は、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行われる処分で、公務能率の維持を目的として行われます。

処分には、降任、免職、休職の3種類があります。

岩手中部広域水道企業団では、平成25年度の処分は、ありませんでした。

(2) 懲戒処分(平成25年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分であり、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われます。

処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

岩手中部広域水道企業団では、平成25年度の処分は、ありませんでした。

5 職員の服務の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況(平成25年度)

平均取得日数	消化率
12.3 日	30.6%

(2) 育児休業・部分休業の取得状況(平成25年度)

育児休業取得日数	部分休業取得日数
0 日	0 日

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

岩手中部広域水道企業団では、日本水道協会の研修事業に参加するほか、岩手県市町村職員研修協議会や岩手県市町村会が実施する研修に参加していました。

また、岩手中部広域水道企業団職員の給与に関する規程に基づき、職員の勤務状況等をもとに昇給、昇任を行っていました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

岩手県市町村職員共済組合及び岩手県市町村職員健康福利機構に加入し、職員の短期給付(医療関係等)、長期給付(年金関係)、保健(検診関係)事業等の福利厚生事業の実施を行っていました。

[厚生制度の状況]

区 分	内 容	対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
職員の保健に関すること	胃部検診	12	12	100％
	循環器検診	14	14	100％
	胸部検診	14	14	100％
	大腸がん検診	12	12	100％
	B・C型肝炎検診	2	2	100％
	前立腺がん検診	3	3	100％

備考：地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

(2) 公務災害補償制度

地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上の災害による負傷、疾病等に対し、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われました。

(3) 労働安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、事業規模により安全衛生推進者を選任し、職場における安全と健康の確保に努めていました。